

医療法人社団 清和会 笠岡第一病院

(介護予防) 訪問リハビリテーション 運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(法人の名称及び所在地)

第1条 事業を実施する法人の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 医療法人社団 清和会
- 二 所在地 岡山県笠岡市横島 1945

(事業所の名称及び所在地)

第2条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 笠岡第一病院 訪問リハビリテーションセンター
- 二 所在地 岡山県笠岡市横島 1945

(事業の目的)

第3条 医療法人社団清和会（以下「事業者」という。）が運営する笠岡第一病院指定訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション等」という。）を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第4条

- 1 事業は、要介護状態となった利用者、あるいは要支援状態となった利用者に対して、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者の居宅において必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 事業の運営に当たっては、笠岡市をはじめとする関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

- 3 事業の運営に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重したサービスの提供に努めることとする。
- 4 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行う。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止、感染の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、担当職員に対し、研修を実施する等の処置を講じる。
- 6 訪問リハビリテーションを提供するにあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行えるように努める。

第2章 従事者の職種、員数及び職務の内容

第5条 この事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者：1人（資格：理学療法士、勤務形態：常勤、病院と兼務）
事業所における従事者の管理、指定訪問リハビリテーション等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定訪問リハビリテーション等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行うものとする。
- 2 医師：1人（勤務形態：常勤、病院と兼務）
利用者の身体機能の維持又は向上のため、リハビリテーションの提供を行うにあたり、診療を行い、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に指示すること及び利照射の健康管理及び保健衛生の指導を行う。
- 3 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：3人（勤務形態：常勤、病院と兼務）
医師の指示及び訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画（以下「訪問リハビリテーション計画等」という。）に基づき、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法等により、指定訪問リハビリテーション等を行うものとする。

第3章 営業日及び営業時間

（営業日及び営業時間）

第6条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

第4章 指定（介護予防）訪問リハビリテーションの利用料その他の費用の額

（指定（介護予防）訪問リハビリテーションの利用料）

第7条

- 1 利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚告第19号）」（以下「算定基準」という。）及び「指定介護予防に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚労告127号）」（以下「予防算定」という。）に定める基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、介護保険負担割合証に記載された割合から算定された額とする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は笠岡市、浅口郡里庄町、浅口市とする。

（事業提供に当たっての留意事項）

第9条

- 1 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 指定訪問リハビリテーション等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等）を確認する。
- 3 指定訪問リハビリテーション等の提供を行う従業者は、当該リハビリテーションの提供において常に社会人としての見識ある行動をし、従業者としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示するものとする。

（緊急時の対応等）

第10条

- 1 従業者は、指定訪問リハビリテーション等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医及び管理者に連絡するものとする。
- 2 報告を受けた管理者は、従業者と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 11 条

- 1 事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 12 条

- 1 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。
 - (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業者における虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) (1) ～ (3) に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、虐待等が発生した場合は、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するように努めるものとする。

(業務継続計画の策定)

第 13 条

- 1 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業者は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 14 条

- 1 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理等)

第 15 条

- 1 事業者は、提供した指定訪問リハビリテーション等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密保持)

第 16 条

- 1 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持業務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- 2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文章により、同意を得ておかなければならない。

(従業員の研修)

第 17 条

- 1 事業者は、従業員の資質の向上を図るため、全ての従業員に対し、以下のとおり研修会を設けるものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内に実施
 - (2) 継続研修 年 5 回以上実施

(記録の整備)

第 18 条

- 1 事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保持しなければならない。
 - (1) 訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画
 - (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
 - (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
 - (4) 苦情の内容等に関する記録
 - (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
- 2 事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から 5 年間保存しなければならない。

附 則

この運営規程は 2025 年 4 月 1 日から施行する。